

那須塩原市クラウドサービス接続回線提供業務  
 質疑及び回答

No.	該当箇所	質疑	回答
1	仕様書 3 費用の支払い 3.1 費用の種類	請求について「構築費用」「運用費用」の2種類で行う仕様と承知しました。対象業務である拠点接続サービス回線とルーターは別で締結することができる理解でよろしかったですでしょうか。（請求方法は仕様書に準拠）	「構築費用」と「運用費用」で請求が行われ、さらに業務が「拠点接続サービス回線」と「ルーター」二つに分かれるため、それぞれの契約を分けて締結することが可能であるかの質問と想定して回答します。 契約を分けて締結することは可能ですが、各契約の合算額が提案額（見積額）を超えることはできません。
2	実施要領 1.2 業務の目的	③統合ネットワークの構築・導入業務とありますが、どのような業務でしょうか。 本業務全体を理解するために確認をさせていただきますたく存じます。	職員が業務に使用する個人番号利用事務系・LGWAN接続系・インターネット接続の三層に分離されたネットワークの更新業務です。 本庁・支所・出先機関も含めたネットワークで、本業務（那須塩原市クラウドサービス接続回線提供業務）と並行し、入れ替え作業を行います。 本業務で調達するルーター及び回線は「統合ネットワーク」と接続します。
3	実施要領 5.3 2次審査 ⑤	プレゼン参加者の一部はリモート参加とすることは可能でしょうか。	本業務において予定している主担当者は必ず現地で参加することとし、参加人数はリモート参加者を加えて5名以内とするのであれば、可とします。 なお、リモート参加のためのパソコンや通信機器については提案者が用意を行うこととし、説明者の交代等にかかる時間等も制限時間内で納めるように実施してください。